

令和元年 5 月 16 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博 〈公印省略〉

「民族共生象徴空間誘客促進・地域連携事業」の委託に係る企画提案の公募について

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、当機構の事業推進に格別なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、2020 年 4 月 24 日「民族共生象徴空間」の開設に向け、国内外の観光客に対し、アイヌ文化及び北海道の魅力等を発信するためパンフレット等を作成します。

ついては、標記事業に関する委託業務について、次のとおり企画提案を募集いたしますのでご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名 「民族共生象徴空間誘客促進・地域連携事業」委託業務
2. 実施期間 契約締結日～令和元年 11 月 29 日
3. 委託内容 「企画提案指示書（業務処理要領）」をご参照下さい。
(1) アイヌ文化を中心とした北海道の魅力発信パンフレットの作成
(2) アイヌ文化ガイド教本の作成
4. 提出物 企画提案書及び見積書（企画指示書を参照してください）
5. 参加表明 企画提案書提出の意向がある場合、別紙「参加表明書」をメールでご提出下さい。
なお、コンソーシアムの場合は、代表となる会社・団体が提出して下さい。
6. 今後のスケジュール
 - (1) 参加表明〆切 5 月 24 日(金) 17:00 迄
 - (2) 企画提案書提出〆切 6 月 3 日(月) 17:00 迄
 - (3) 企画審査会 6 月上旬予定
 - (4) 契約書の締結 6 月中旬予定
7. その他 事業説明会は実施いたしません。

以上

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目緑苑ビル 1 階
地域支援本部 地域観光部
担当：次長 竹内 恒之、主任 門(カド)みのり
TEL.011-231-2900 e-mail m_kado@visithkd.or.jp

「民族共生象徴空間誘客促進・地域連携事業」企画提案指示書(業務処理要領)

1. 委託業務名

民族共生象徴空間誘客促進・地域連携事業（アイヌ文化関係観光団体連携強化対策事業）

2. 事業目的

2020年4月24日の「民族共生象徴空間」開設を控え、政府が目標に掲げる年間100万人の観光客の入り込みを目指すため、「民族共生象徴空間」並びに道内各地に点在するアイヌ文化及び周辺観光の魅力を紹介することにより、道内外観光客の観光意欲を喚起し誘客促進に務めるとともに広域周遊を促進させる。また、ガイドをはじめとした道内観光関係者がアイヌ文化を正しく理解し観光客に対し正しくかつ観光的視点で魅力的に伝えることによりアイヌ文化への関心を高めるとともに再訪意欲の喚起を促す。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和元年11月29日まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5. 予算上限額 19,000,000円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む。）

6. 委託業務の内容

(1) アイヌ文化を中心とした北海道の魅力発信パンフレットの作成

①作成の目的

アイヌ文化を中心とした道内の歴史・文化等に関する観光意欲の喚起。
関連施設等への誘客及び広域周遊の促進。

②対象

道内外観光客及び訪日外国人観光客

③規格、数量

A 数量：日本語 10,000部、英語 8,000部、中国語（繁体字）5,000部、
中国語（簡体字）及び タイ語 各 3,000部

B サイズ：A4 16P（表紙、裏表紙含む）※冊子状を想定

C 色 数：4C/4C

D 紙 質：コート 90kg程度

E 梱 包：100部/1梱包で発送用ダンボール梱包。側面に内容物がわかるラベルを貼付。

F 翻 訳：ネイティブチェックを実施のこと。

G その他：北海道観光PRキャラクターキュンちゃん（アイヌ ver.）を活用のこと。

④掲載内容

ア 必須事項

・2020年4月24日開設の「民族共生象徴空間」の紹介

- ・道内に点在するアイヌ文化に関する施設（体験可能施設等）の紹介ー地域特性を踏まえた情報や特集など、興味を喚起する内容
- ・アイヌ文化と観光素材（スポット、温泉、食など）を結びつけた周遊モデルルートの紹介
- ・アイヌ文化に関するイベント情報の紹介
- ・北海道地図の掲載（道内周遊を促進させるため、時間・距離感がつかめる程度でも可。）

イ 提案事項

- ・周遊モデルルート（案）の提案
- ・効果的に PR するための常設設置箇所の確保（道内外数カ所）
- ・上記ア必須事項以外に誘客に効果的だと思われる内容

※パンフレットの形状は冊子状を想定していますが、他に効果的な形状（折り）などがあればご提案ください。

⑤納期 令和元年9月6日（金）

(2) アイヌ文化ガイド教本の作成

①目的

バスガイド等道内観光関係者が、アイヌ文化に関する正しい知識を得て理解する。
観光客に正しくかつ観光的視点で魅力的に伝えアイヌ文化への関心を高める。

②対象

バスガイドや通訳案内士、ボランティアガイドなど道内観光関係者等

③用途

研修会等の資料

④規格、数量

<紙媒体>

A 数量：日本語 3,000 部

B サイズ：A5 仕上げ 100P 程度

C 色数：表 1～4 及び特集ページ、写真ページ 4C/4C、本文 1C/1C

D 紙質：コート 90kg 程度

E 梱包：50 冊/1 梱包（クラフト巻き）

F その他：北海道観光 PR キャラクターキュンちゃん（アイヌ ver.）を活用のこと。

写真 60 点程度使用予定。特集・写真付き 48P、文字のみ 48P 程度を想定。

⑤掲載内容等

平成 19 年及び 21 年に作成したガイド教本の改訂を基本とするが、詳細については機構担当者
と打合せの上決定すること(<https://www.visit-hokkaido.jp/company/material/detail/22>)

ア 必須事項

歴史、歌や踊りなどの口承文芸、言語、地名の由来、動植物の名称及び活用、食、アイヌ
関連施設一覧、イベント一覧など

イ 提案事項

- ・上記ア以外にガイディングの参考となる内容（例：地域特性を踏まえた情報や特集など）
- ・情報が探しやすく知的好奇心を刺激するようなデザインなどの提案
- ・写真の手配、撮影等の提案

※＜電子媒体＞紙媒体の電子化に関する提案～ブラウザ上で見られるようにする

⑥納期 ＜紙媒体＞令和元年 10 月 31 日（木）

＜電子媒体＞令和元年 11 月 29 日（金）

7. 企画書及び見積依頼内容及び作成時の留意点

(1) 上記 6. (1) 及び (2) の企画案及び見積書の作成にあたり、以下の①～⑥に留意すること

①アイヌ文化の歴史や言語等について

正しく表現及び記載する必要があることから、パンフレット及びガイド教本の掲載内容については、受託者の責任において、専門機関等（公益財団法人アイヌ民族文化財団や北海道大学、公益社団法人北海道アイヌ協会など）の監修を受けること

②著作権、肖像権等について

権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと

③成果品及び取材により得た撮影写真や構成素材等について

当該事業実施の際に発生した著作権は当機構に帰属するものとする

④成果品および構成素材に係る知的財産等について

事業で制作した成果品は、観光機構のウェブサイト等への掲載を予定しているとともに、増刷等の二次利用も見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権及びその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること

⑤パンフレット等の作成にあたり、道内地域の関係者の意見を広く反映させるため、事務局の求めに応じ、地域への訪問（会議等）に同行すること。（訪問地域（予定）：札幌市内・日高管内・十勝管内・上川管内・釧路管内・胆振管内方面を想定。訪問時期：6月～7月）

⑥成果品の電子データについて

USBメモリ等外部媒体に格納の上、提出すること

⑦デザインサンプルについて

1部用意のこと（サイズ・レイアウト等、可能な限り成果品に近いもの）

(2) 企画提案書について

A4縦とする。1部にのみ社名及び担当者名等を記載し、残り5部には「担当A」など具体的な名称・氏名がわからないような表現を用いて記載すること

(3) 企画提案書には、企画案の考え方のほか、下記の項目について記載すること

①これまでの事業実績

会社の業務内容及び本事業と類似事業の実績について、過去3年分記載のこと

②業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社を明記し、具体的に記載のこと

③業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載のこと

(4) 見積書は、費用項目の詳細を明記すること。

ア. 使用料及び賃借料（会場費等）

イ. 旅費（講師や監修者及び業務処理に従事する者の交通費、宿泊費等（除く食糧費））

ウ. 諸謝金（講師や監修者等の謝金）

- エ. 印刷製本費（パンフレットや教本の製作費等）
- オ. 消耗品費
- カ. 通信運搬費
- キ. その他（企画費、運営費、広告費等）など

8. 企画提案への参加資格要件等

- (1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次の要件を満たしていること。
 - ① 北海道内に本・支店又は協力会社を有する次のものであること。
 - A 民間企業
 - B 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人
 - C その他の法人、又は法人以外の団体
 - ② 反社会的集団等に関係しないものであること
 - ③ 提案事項を的確に実施する能力を有するものであること
 - ④ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと

9. 今後のスケジュール及び企画提案書の提出

- (1) 参加表明の締切
令和元年5月24日（金）17時、別紙参加表明書を提出のこと（メール可）
- (2) 企画提案書及び見積書の提出期限、場所
令和元年6月3日（月）17時、（公社）北海道観光振興機構 担当：門(カド)宛に持参のこと
- (3) 企画提案書及び見積書の提出部数 6部（社名入り1部、社名なし5部）
- (4) 企画提案の審査 令和元年6月上旬予定
- (5) 委託事業者決定・契約 令和元年6月中旬予定

10. 審査

- (1) 企画提案の内容について、プレゼンテーションを実施する場合がある。
- (2) 実施する場合は、日時・場所を別途通知する。
- (3) プレゼンテーションに参加しない場合は棄権とみなす。
- (4) プレゼンテーション時の追加資料の配布は認めない。

11. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目について審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
 - ア 提案内容が、事業の目的を達成させるために効果的なものであること
 - イ 提案内容が、それぞれのコンセプトのもと、アイヌ文化等の魅力を効果的かつ正しく発信できるものであること
 - ウ 提案内容が、北海道の魅力発信につながるものであること

(2) 事業者の適格性

- ア 事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっていること
- イ 事業の実施に必要な知識やノウハウを備えており、業務を遂行する能力及び体制があること
- ウ 関係機関等との連絡調整がスムーズにできること

12. その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出にかかる費用は企画提案者の負担とする
- (2) 提出された企画提案書は返却しない
- (3) 提出期限を過ぎてからの企画提案書の提出、資料の追加、差替は認めない
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある
- (5) 業務内容の詳細は、企画提案の内容を基本として、当機構と受託者が協議して決定する
- (6) 業務遂行にあたっては、当機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な効果が得られるように努めること
- (7) 本業務の成果品に関する特許権、著作権その他すべての権利は当機構に帰属すること
- (8) 再委託等の予定について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要があるので留意すること。※観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。
- (9) この企画指示書の内容に疑義が生じた時や定めのない事項については、観光機構と受託者が協議のうえ処理するものとする

13. 問合せ先

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

地域支援本部 地域観光部 次長 竹内 恒之

主任 門 みのり

(e-mail m_kado@visithkd.or.jp) TEL.011-231-2900

令和 年 月 日

参 加 表 明 書

公益社団法人北海道観光振興機構

会 長 堰 八 義 博 様

(会社又は法人名)

(代表者名)



民族共生象徴空間誘客促進・地域連携事業（パンフレット、ガイド教本作成）に係る委託業務のプロポーザルに参加します。

企画提案者名			
所在地 〒 ー			
電話番号		FAX. 番号	
連絡用 メールアドレス			
(道内の本・支店名又は協力会社の住所、連絡先及び担当者名)			

(注意事項) コンソーシアムの場合は代表となる会社・法人の代表者の印を押印してください。

〔 地域支援本部 地域観光部 〕
担当：竹内 、 門